（裏）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜すい

第30条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、第18条第１項又は第28条第２項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３・４　（略）

5　第１項又は第２項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6　第１項又は第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六　（略）

七　第30条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

（裏）

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜すい

第29条　（略）

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第38条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六　（略）

七　第29条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○環境省令第二十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

環境大臣　山本　公一

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号中「技術基準適合命令並びに」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。